

に役立つのが「家族経営協定」です。この協定は、農業経営を担っている家族の間で、役割分担や就業条件、将来の目標などを協議し、文書にして取り決める行うものです。

この協定書の調印式が2月13日、愛知みなみ農業協同組合赤羽根事業本部にて行われました。今回、新規で29家族が調印し、3家族が協定の再締結を行いました。

これで、田原市の締結農家は141戸になりました。

農地を無断で転用していませんか？

農地は、地目が農地であれば耕作がされていなくても農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地であれば農地と見なされます。住宅用地・工場用地・道路・山林等に転用する場合、コンクリートで地固める場合、一時的な資材置場や砂利採取場などに転用する場合は、農地法により一定の決まりが設けられているため、許可を受ける必要があります。許可を受けずに行った農地の転用行為は農地法違反です。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事が工事を中止させ、現状回

復等の命令がなされる場合もあります。農地を転用する際には、必ず申請して許可を受けましょう。

事前に相談を

農地の転用には、法律上制限があります。また、許可申請の手続きには複雑な部分もあります。転用についての手続きや疑問は農業委員会にご相談ください。

許可申請は毎月5日までに

農地の転用や売買、贈与、貸借等の権利移動等、地目変更にかかる許可申請の締切日は、毎月5日です。申請する予定がある方は、あらかじめ農業委員会にご確認ください。

市街化区域内の農地の転用

市街化区域内の農地は、届け出れば許可不要で転用できます。

農地改良には手続きが必要です

農地改良とは、所有者や耕作者の意思により、耕作に適する土で埋め立て・盛土をすることや、土壌を掘削(原則として地表から60cm以内)したい肥などを投入することです。

このような農地改良を行う場合、工事(期間は3か月以内)にかかる前に農業委員会へ「農地改良届」を提出し、併せて土地改良区へ「農地等整

備工事に関する誓約書等」を提出しましょう。「農地改良届」提出の際には、土地改良区、地元農業委員もしくは利用集積促進員の確認印が必要ですが、なお、「農地改良届」などの用紙は農業委員会にあります。わからないことなど詳細は、農業委員会にご相談ください。

農地改良に使用できる土は？

山土など、耕作に適する土(農産物の栽培に適する土)や、環境汚染がなく作物の生育を助長するたい肥などです。

たい肥の施用について

土壌改良に伴うたい肥の施用については基準を守り、土壌診断結果と

たい肥の施用基準 現物kg / 10a・年

区分	水稲	露地野菜	施設
発酵鶏ふん	300	600	400
豚ふんたい肥	1000	2000	1000
牛ふんたい肥	2000	3000	2000

愛知県 平成13年3月 農作物の施肥基準より抜粋

資材の特性に応じ、渥美農業改良普及課などの指導機関に相談をして、施用量と施肥量を調整しましょう。過剰施用は品質低下につながりますので避けるようにしましょう。

土作りには、たい肥を毎年継続して施用することが有効です。

耕起月間 農地の保全管理

田植え前の4月と病害虫発生前の7月は「耕起月間」です。

農業者の高齢化などにより、耕作放棄地、不作付地などの遊休農地が全国的に増加しています。田原市でも同様で、2005年農林業センサス」の統計資料では683haと、5年前の調査時より129haも増加しています。

遊休地となった農地は、雑草が繁殖し、「ミミ」が不法投棄されたり、病害虫の発生につながったりしてしまいます。これでは衛生面からも環境保全の立場からも良くありません。また、一度遊休地になってしまうと、再び利用するにはかなりの労力や経費が必要になってしまいます。

遊休農地発生防止のため、耕起月間には農地を耕すようにしましょう。